別紙４：役務－第４号様式　契約書

印紙
貼付

（案）

契　約　書

役務の名称　発災時初動対応アクションカード作成等支援業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

１　契約金額　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
２　履行期間　　契約締結日から令和３年３月３１日まで
３　契約保証金　　「免除」又は「金　　円」
４　その他の事項　　別紙条項のとおり

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和２年　　月　　日

委託者　　札幌市中央区北１条西２丁目
札 幌 市
代 表 者　市長　秋元　克広

受託者　　住　　所
商号又は名称
職・氏名

注）印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務－第６号様式　役務契約約款

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第３条　受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

２　前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第５条　受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（監督等）

第６条　委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

２　受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第７条　受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第８条　受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第９条　受託者は、役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

３　受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条　受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。

３　委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

４　委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第１項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

５　委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第１項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条　受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

２　前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査（第９条第３項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

３　契約により期日を定めて分割履行する場合は、第１項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

４　委託者の責に帰すべき事由により、前条第２項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条　受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1)　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2)　受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3)　前２号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の６の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

２　前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

３　前２項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条　委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2)　契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3)　契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4)　受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5)　その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

２　前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 13 条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100 分

の　10 に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1)　前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第３条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第１項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第14条　委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条　この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第 16 条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条　受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

２　受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

３　この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

役務－第６号様式　役務契約約款

【別記：個人情報取扱注意事項】

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）
第１ 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
（秘密の保持）
第２ 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
２ 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
３ 前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
（再委託等の禁止）
第３ 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。
（複写、複製の禁止）
第４ 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
（目的外使用の禁止）
第５ 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
（資料等の返還）
第６ 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。
ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
（事故の場合の措置）
第７ 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
（契約解除及び損害賠償）
第８ 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

仕　様　書

1　業務名

発災時初動対応アクションカード作成等支援業務

2　業務目的

西区では北海道胆振東部地震の発災を踏まえ、地震発災初期における地域住民による自主的な防災活動を促進・充実するための支援事業を実施する。

令和元年度には、支援策検討のため各連合町内会役員を対象とした「地震発災初期における地域防災活動支援ニーズ調査」を行い、地域防災活動の現状や課題・問題についてグループヒアリングを行った結果、自主防災活動を地域における課題としてとらえているものの、具体的な取組につながっていない現状と、地域の行動指針の作成など具体的な取組の支援へのニーズが多くあげられた。

よって、本事業では、災害発生時に地域住民が取るべき具体的な行動内容をあらかじめ整理するとともに、町内会等の地域団体が地震発災時に必要な具体的な行動内容をわかりやすいカード形式で整理した簡易なマニュアル（以下、「アクション・カード」という。）の作成を支援することを目的とする。

3　業務委託期間

契約締結の日から令和３年３月 31 日（水）まで

4　業務内容

別紙「業務内容」のとおり

5　提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類等を作成し、委託者に提出すること。

⑴　着手時（各２部）

ア 業務着手届

イ 主任技術者等指定通知書

ウ 技術者等経歴書（雇用関係を確認できる書類を添付すること。）

エ 業務実施計画書

⑵　中間時

ア　令和３年２月 15 日（月）までに提出
　　業務進捗状況の中間報告書（パワーポイント形式データ）

イ　令和３年３月 15 日（月）までに提出

アクションカード印刷用データ（Word 形式及び PDF 形式）

⑶　完了時

ア 業務完了届

イ 成果品目録（ウと兼用でも可）

ウ 業務報告書

エ　アクションカードデータ（Word 形式、編集用）

※　アクションカードデータ（Word 形式）は編集可能な状態で提出すること。

オ　アクションカードデータ（PDF 形式、印刷用）

6　業務の履行確認

⑴　受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。

⑵　業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

7　支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

8　著作権等の取り扱い

⑴　著作権

受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする（委託者は成果物の全てについて、改変や二次利用を行う場合がある）。

ただし、他者の著作物を許諾を得て利用している場合は除く。

⑵　著作人格権

ア　受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

イ　本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

⑶　保証

ア　受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作　権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

イ　本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。

9　その他

⑴　契約締結後、速やかに委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び地域団体との会議や打合せ等に同席すること。

⑵　本業務は、令和３年２月下旬に開催を予定している西区災害防止安全対策連絡会議において、進捗を報告する予定であることから、令和３年２月 15 日（月）までに実施した業務の状況をまとめ、委託者に報告すること。

⑶　本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア　電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ　ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ　両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ　自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ　業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

⑷　秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

ア　本市の情報を目的外に使用しないこと。

イ　本市の情報を複写及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。

ウ　本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。

エ　本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

⑸　業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、対応を決定し、業務を遂行すること。

⑹　成果品に関する著作権を含む使用権利は全て札幌市に帰属すること。また、他のものに著作権がある資料を使用する場合は、あらかじめ使用に必要となる手続きを完了させること。

⑺　前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

＜仕様書　別紙＞

業　務　内　容

1　業務実施計画書

受託者は、本業務の着手に伴い、本業務の業務内容を把握し、作業工程や人員配置等について検討を行い、業務計画書の作成を行う。

業務実施計画書は委託者に提出し、業務担当職員の了承を受けること。

また、業務内容に関する作業についても、必要に応じ、業務担当職員の確認を受けてから実施すること。

2　情報収集と資料整理

本業務の履行に当たり必要となる札幌市の防災の取組及び他都市や他町内会等の先進的な防災の取組等について、委託者と協議のうえ、受託者が自ら収集し、資料として整理する。また、必要に応じて委託者と協議し、委託者を経由した情報収集を併せて行う。

3　「地震発災初期に必要な具体的な行動を整理したアクションカード」の作成

アクションカード（以下、カードという。）の構成・内容は、昨年度の防災活動に関するニーズ調査や下記４による地域意見を踏まえて、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」や「避難所運営マニュアル」他、札幌市における既存パンフレット、他都市や他町内会などの団体の先進事例等の内容に基づいて作成する。

カードの設定は、震度５弱以上の地震発災時から被災１日後までを目安とし、主なカードの使用者は地域の自主防災組織や避難者等の地域住民、学校職員及びコミュニティ施設のスタッフ等を想定する。

カードはなるべく１つの行動について、概ねA4判片面～両面程度にまとめるよう工夫する。カードの内容は「行動の目標」、「とるべき行動」、「必要なもの・こと・ひと」、「補足事項」などの行動の段取りを伝えるものとし、それぞれ短い文章で整理し指示書としてとりまとめる。カードのレイアウトはできるだけ多くの人に伝わるよう、読みやすい大きな文字で記載し、配色の工夫を行う。

また、カードの企画・構成・内容については本仕様書のとおり想定しているが、地域の声を受けながら、委託者と受託者が密に協議して進める。

【作成するカードの仕様】（予定）

- □　A4サイズ、全頁カラー、135kgマットコート
- □　１セット約40枚前後（内容により片面・両面あり）
- □　最大12団体を対象とし、１団体あたり１セットを作成する。

□　カード全ての左肩に一穴開け、カードリングで固定する。
□　データは、Microsoft Word 形式（Windows10、Word2016 以上）で作成し、標準フォントを用いる。納品は編集可能な Word 形式と Adobe PDF 形式の両方で行う。

【作成にあたっての留意事項】
□　受託者は企画・執筆・編集、デザイン、イラスト制作、写真撮影等、印刷用データの作成等、カードを作成するために必要な一切の作業を行う。
□　印刷原稿データについては、今後地域住民が自ら修正をしていくことを鑑み Microsoft Word 形式（Windows10、Word2016 以上）、標準フォントでの作成とする。
□　校正は３校までとし、その段取りを委託者と協議する。
□　完成したカードの見本として、サンプル用カードを各団体に１セットずつ作成・配布する。
※　本業務にはサンプル用カード（各団体１セット分）の印刷を除いて印刷業務は含まない。

4　地域との意見交換の実施

カードの作成にあたっては、令和元年度に「地震発災初期における地域防災活動支援ニーズ調査」にご協力をいただいた地域の町内会（自主防災組織）等の意見をとりいれ、カードの方向性や内容について意見をいただき、参考とすること。
また、カードを作成する地域の自主防災組織は、西区内の各連合町内会及び町内会連合会につき１つの単位町内会の合計 12 団体を想定している。
なお、意見交換にあたり、各団体の出席者は、町内会長、副会長、総務部長、防災部長等を中心とした町内会役員５名程度を想定している。

⑴　実施内容
□　地域との意見交換は、カード内容の校正の目的を兼ねているため、カードのたたき台を作成した後に行うものとし、各単位町内会等を対象に２回以上行うこととする。また、そのうち１回は対面にて１時間程度で開催することとする（２回目以降は、郵送での意見聴取を可とする）。
□　必要な資料は受託者が用意し、なるべく事前に郵送等で資料確認を依頼する。
□　当日の司会は委託者が行い、説明・意見交換を受託者が担当する。
□　地域との日程調整、連絡とりまとめ、会場の設定は委託者が担当する。
⑵　実施場所
□　各地区会館等で実施することを想定しており、会場費は委託者にて負担する。
⑶　報告
□　地域との意見交換の各回内容については、要旨を整理し、発注者に提出する。

＜想定スケジュール＞

回	時期	内容
－	11 月	カードたたき台の企画、検討、作成
第 1 回目	12～1 月	カードを確認し、追記・修正等の意見交換を実施
－	1 月	カードの校正（追記・修正）
第 2 回目以降	2～3 月	カードの内容の再確認・修正
－	2～3 月	カードの校正（追記・修正）
報告	3 月	・完成したカードのお披露目・説明 ・今後の活用についての意見交換等

5　業務報告書等の作成

⑴　中間報告書の作成

委託者と内容を調整のうえ、業務進捗状況の中間報告書（パワーポイント形式データ）を令和３年２月 15 日までに提出すること。

⑵　業務報告書の作成

主に上記３・４を中心としたカード作成の経緯を簡易にとりまとめること。また翌年度以降のカード活用方策等の展開・考察について検討のうえ報告すること。

6　カードの例（案）

行動類型ごとのカードタイトルの案を以下に示すが、あくまで例とし、詳細は受託後、委託者と受託者が地域の声を参考に協議しながら決定する。地域の声を参考にした結果、行動類型の種類が増減する場合がある。
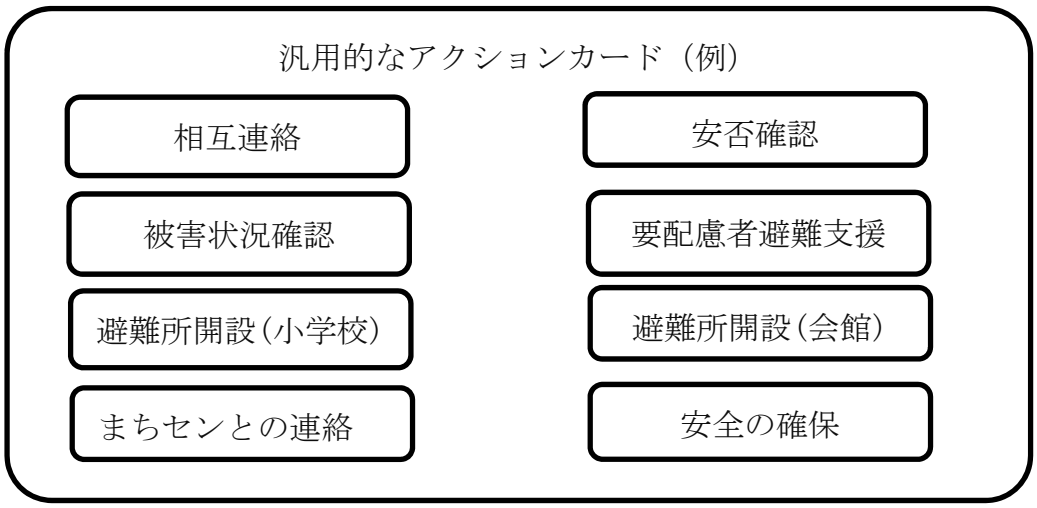
また、それぞれの行動類型のカードは、原則１～２枚程度で写真やイラストを用いながらわかりやすくまとめるものとする。ただし、避難所開設（小学校・会館）は５～６枚、要配慮者避難支援は３～４枚のカードとなることを想定している。